

市役所からの **お知らせ**

個人住民税の特別徴収制度について

従業員の **個人住民税** を **特別徴収 (給与天引き)** されていますか？
 ご準備ください

兵庫県と県内すべての市町は、**平成30年度から**
個人住民税の特別徴収 を徹底します！

事業主（給与支払者）の皆様には、所得税の源泉徴収と同様に毎月支払う給与から個人住民税を給与天引きし、従業員に代わり市町村に納めることが法律で義務付けられています。

特別徴収（給与天引き）は従業員の負担が少なくなる便利な制度であり、手続きも簡単ですので、事業主の皆様には手続きをお願いします。

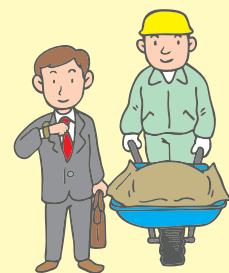
事業主の負担は少ない

- ①所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
- ②従業員が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回にすることができます。



従業員のメリット

- ①金融機関などへ納付のたびに出向く手間が省けます。
- ②納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。
- ③納め忘れの心配がありません。



平成29年度からでも特別徴収は実施できます。ぜひ一度、職場等でご検討ください。

お問い合わせ先

洲本市財務部税務課
☎ 0799-22-3321(代)南あわじ市市民部税務課
☎ 0799-43-5213(直)淡路市財務部税務課
☎ 0799-64-2505(直)

グリーン化特例（軽課）の延長について

平成28年度に実施されたグリーン化特例(軽課)について、期間が1年間延長されました。これにより、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に最初(新車)の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては平成29年度分に限り、以下のように軽減されます。

●軽課割合について

車種区分	対 象 車		内 容
乗用車 (三輪を含む)	電気自動車等		概ね75%軽減
	ガソリン車※	平成32年度燃費基準 +20%達成車	概ね50%軽減
		平成32年度燃費基準達成車	概ね25%軽減
貨物車 (三輪を含む)	電気自動車等		概ね75%軽減
	ガソリン車※	平成27年度燃費基準 +35%達成車	概ね50%軽減
		平成27年度燃費基準 +15%達成車	概ね25%軽減

※ガソリン車(ハイブリッド車を含む)は、上記の燃費基準達成のほか、平成17年排出ガス規制75%低減達成車(★★★★)であることが要件となります。

●軽課を適用した場合の税率

車種区分	税率	グリーン化特例(軽課)				
		25%軽減	50%軽減	75%軽減		
三 輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円		
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
		自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円

マイナンバーの記載をお忘れなく！

平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が開始されています。確定申告・住民税申告などの税の手续や年金、医療保険、雇用保険などの社会保障の手续で、申請書等にマイナンバーの記載が必要です。